

市第54号議案

横浜市一般職職員の給与に関する条例の一部改正

横浜市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年11月29日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例

横浜市一般職職員の給与に関する条例（昭和26年3月横浜市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「15,000円」を「14,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年12月1日から施行する。
（施行日に在職する職員等に対して支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に在職する職員（施行日前1箇月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員を含む。）に対して平成24年12月に支給する期末手当の額については、横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例（昭和31年12月横浜市条例第48号）第2条、公益的法人等への横浜市職員の派遣等に関する条例（平成13年12月横浜市条例第44号）第2条第5項及び外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年3月横浜市条例第2号）

第 4 条第 1 項の規定を適用して算定される当該期末手当の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（人事委員会規則で定める職員にあっては、第 1 号に掲げる額。以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、当該期末手当は、支給しない。

- (1) 平成24年 4 月 1 日（以下「基準日」という。）（基準日の翌日から施行日までの間に新たに職員となった者（基準日に在職していた職員で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものを除く。）にあっては、新たに職員となった日（当該日が 2 以上あるときは、当該日のうち人事委員会規則で定める日））において職員が受けるべき給料、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、単身赴任手当、管理職手当及び横浜市立高等学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和47年 3 月横浜市条例第 1 号）第 3 条第 1 項に規定する教職調整額の月額合計額に 100 分の0.08を乗じて得た額に、平成24年 4 月から施行日の属する月の前月までの月数（基準日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の人事委員会規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額
 - (2) 平成24年 6 月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の0.08を乗じて得た額
- 3 基準日から施行日の前日までの間において企業職員等（水道局、交通局及び病院経営局の職員その他人事委員会規則で定める者

をいう。)として在職した期間がある職員に関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは「次に掲げる額及び企業職員等(附則第3項に規定する企業職員等をいう。以下同じ。)との均衡を考慮して人事委員会規則で定める額」と、「第1号に掲げる額」とあるのは「第1号に掲げる額及び企業職員等との均衡を考慮して人事委員会規則で定める額の合計額」とする。

(委任)

- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

提 案 理 由

本年10月に本市人事委員会から、本市職員の給与について改定を行うよう勧告があったので、これを尊重し、給与改定を実施する等のため、横浜市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市一般職職員の給与に関する条例（抜粋）

$\left(\frac{\text{上段}}{\text{下段}} \frac{\text{改正案}}{\text{現行}} \right)$

（扶養手当）

第 9 条 （第 1 項及び第 2 項省略）

- 3 扶養手当の月額は、前項第 1 号に掲げる扶養親族については $\frac{14}{15}$ $\frac{\text{,000 円}}{\text{,000 円}}$ とし、同項第 2 号から第 5 号までに掲げる扶養親族については 1 人につき 6,000 円（職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあってはそのうちの 1 人については 6,500 円、職員に配偶者がいない場合にあってはそのうちの 1 人については 11,500 円）とする。

（第 4 項省略）